

漢武帝の年號制定に就いて

―雷海宗「漢武帝建年號始於何年？」の批判―

藤 田 至 善

私は本誌第一卷第五號に「史記漢書の一考察―漢代年號制定の時期に就いて―」と云ふ小稿を掲載して、漢代年號制定の時期を考證し、元鼎三年であることを明かにしておいた。而してその時には史記漢書に就いて一考察を加へることが論文の主目的であつたために、年號制定の事情に關して多く述ぶ暇がなかつた。然るに私と殆んど時を同じくして、雷海宗氏は「清華學報」第十一卷第三期に「漢武帝建年號始於何年？」と云ふ一論文を發表され、専ら漢代年號制定の時期を考證して居られる。私は異邦に同學の士を得たことを心から喜ぶと共に、頗る興味深く氏の論說を読むことを得たのであるが、雷氏は私とは些か所見を異にして、苦心考證の結果、元鼎元年

を以つて年號制定の時期であるとの論斷を下してをられる。斯る問題に對して結論は常に一であるべき筈であるのに、異説が出ると云ふことは學問研究に於て喜ぶべくも又悲しむべきことである。そこで私は元鼎三年説が正しいか、元鼎元年説が正しいかに就いて、こゝに再びこの小稿を草する必要に迫られた。私はもとより自説の正しいことを確信すると共に、雷氏の説に對して幾多の疑問を抱かざるを得ない。私は本稿に於て雷氏の説の要點を紹介し、私のこれに對する疑問・反駁を提出して、一は異國の雷氏の御指教を請ひ、一は我が博雅なる先學の御批判を仰ぎ度いと思ふ。又私はこの機會を利用して自説に再檢討を加へ、吾に漢代年號制定の時期を確定するの

みならず、更に深く漢代年號制定の諸事情をも考察し、これによつて廣く漢代歴史の大きな流れの一面に觸れたと思ふのである。

年號制定の時期を決定するには、史記封禪書に、

(A) 其後三年、有司言、元宜以天瑞命、不宜以一二數、

一元曰建、二元以長星曰光、三元以郊一角獸曰狩云。

とあり、又漢書郊祀志上には、

(B) 後三年、有司言、元宜以天瑞、不宜以一二數、一元曰建、二元以長星曰光、今郊得一角獸曰狩云。

とあるのが唯一の史料である。故にこの上奏は本稿中には屢々引用されるからA・Bの符號を使用する。

又雷氏の説を紹介する場合に、直譯的に叙述するのではなくして、務めてその要點を捕へ、或は敷衍し或は概括して説明する心算である。雷氏の原文をそのまゝ引用する場合には、これに「」を附することとする。又敬語を一切省くこととする。尙雷氏は清華大學史學科教授とのことである。

一

(イ) 雷氏説の概要

漢書武帝紀と漢書郊祀志(史記封禪書)との記事を排比して表を作ると次の如くなる。

漢書武帝本紀	漢書郊祀志(史記封禪書同)
建元元年(西前一四〇)	
建元六年(西前一三五) 秋八月有星孛于東方、長竟天。	
元光元年(西前一三四)	
元朔元年(西前一二八)	
元狩元年(西前一二二) 冬十月、獲白麟。	其明年、郊雍、獲一角獸、若麟然。
元狩二年(西前一二一)	其明年、齊人少翁……
元狩三年(西前一二〇)	
元狩四年(西前一一九)	居歲餘、誅文成將軍
元狩五年(西前一一八)	文成死明年、天子病鼎湖甚。
元狩六年(西前一一七)	
元鼎元年(西前一一六) 夏五月、得鼎汾水上。	

元鼎二年(西前一二五)	其後三年、有司言、元宜以天瑞命、不宜以一二數。一元曰建、二元以長星日光、三元以郊得一(角)獸曰狩云。
元鼎三年(西前一二四)	其明年、立后土祠於汾陰脽上、其夏六月汾陰得鼎。
元鼎四年(西前一二三) 十一月甲子、立后土祠于汾陰脽上。六月、得寶鼎后土祠旁。秋、馬生渥洼水中。作寶鼎天馬之歌。	
元鼎五年(西前一二二)	

この表によるとA・B(即ち年號制定の時期)は元鼎二年のこととなる譯である。然るにこの表では武帝紀と郊祀志(封禪書)との間に矛盾を生ずる。即ち武帝紀では「十一月甲子、立后土祠于汾陰脽上、六月、得寶鼎后土祠旁。」は元鼎四年であるが、郊祀志ではこれと同事件である「其明年、立后土祠於汾陰脽上、其夏六月汾陰得鼎。」

は元鼎三年のこととなる。

又武帝紀では「作寶鼎天馬之歌」は元鼎四年であるが、漢書禮樂志を見ると、天馬之歌は「元狩三年、馬生渥洼水中作。」とあり、又寶鼎之歌は「元鼎五年、得鼎汾陰作。」とある。即ちこの點に關して武帝紀・郊祀志(封禪書)・禮樂志の三者が一致せぬ。要するに「班氏繫年、或因所據史料矛盾而兩紀、或因失察而錯誤、或因後人輾轉傳鈔而錯亂、今日很難算清。」のである。故に武帝紀元鼎四年の記事は疑はしいのである。

劉敞は漢書武帝紀注で「推所謂其後三年者、蓋盡元狩六年、至元鼎三年也。」と言つてゐるが、これは「其實很不妥當」である。即ち「按今日郊祀志中的記載、有司的建議是在元鼎二年。」である。

(口) 雷氏說の批判

雷氏は斯く前掲の表に於て、漢書武帝紀と郊祀志(封禪書)とを排比して、その結果A・B即ち年號制定の時期を元鼎二年と一應決定してゐる。雷氏がこの表中で、漢書郊祀志として引用した文は、實は史記封禪書の文であつて、封禪書と郊祀志とを混同してゐることは非常に大

きな見落しである。私はAに「三元」とあり、Bに「今」とあることが年號制定の時期を決定する上に極めて重大なる相違であると思ふ。この相違によつて、今日迄年號制定の時期に就いて兩説（元鼎三年説と元狩元年説）が對立してをつたのである。このことに關して私は既に「史記漢書の一考察——年號制定の時期に就いて——」中で詳細に論述した如くであつて、今此處で繰返さぬ。

次にこの表は元狩元年を據點とし、書・志に見える「其明年」、「居歲餘」、「其後三年」等の語を根據として次第に推算し、結局A・Bは元鼎二年であるとするのであるが、この計算法は非常に危険で且つ誤りを生じ易い。これ等の語そのものが既に雷氏も「一類的糊塗句子」と言つてゐる如く曖昧な語であるのみならず、封禪書・郊祀志を一讀すれば解るが、兩書共種々雑多な記事が雜然と記されてゐるのであつて、雷氏がこの表中に摘記した如くに簡單なものではない。故にこの方法に依つて封禪書・郊祀志に記された事件の年代を計算すれば、一年二年の相違が起るのは寧ろ當然のことである。雷氏は敢てこの方法を選び、その結果、武帝紀では「十一月甲子、立后

土祠于汾陰脽上、六月、得寶鼎后土祠旁。」は元鼎四年であるのに、書・志ではこれと同事件である「其明年、立后土祠於汾陰脽上、其夏六月、汾陰得鼎。」は元鼎三年のこととなるのである。私はこれは當然生ずる矛盾であると思ふ。それにも拘らず雷氏は一向自らの計算法そのものに對して反省を加へてをらぬ。

次に雷氏は武帝紀元鼎四年の記事中で、「作寶鼎天馬之歌。」が禮樂志の記載と合致せぬことを指摘してゐる。

即ち禮樂志によると、雷氏の指摘した如く、天馬之歌を作つたのは元狩三年であり、寶鼎之歌を作つたのは元鼎五年である。これを指摘した處に雷氏の史料に對する批判の鋭さが閃いて敬服の外はない。この點に關して雷氏の説は正しいので、禮樂志と武帝紀とが矛盾することは遺憾ながら悲しむべき事實である。^{注①}而して雷氏が敢て危険な方法である元狩元年を據點として、本紀と書・志との排比表を作り、元鼎四年を據點とする簡單な方法を取らなかつたのも全くこれのためである。

然しながら武帝紀元鼎四年の記事の中で疑はしい部分は、この寶鼎天馬之歌を作つた時期如何と云ふ點だけで

あつて、「十一月甲子、立后土祠于汾陰。」「六月、得寶鼎后土祠旁。」を迄疑ふ必要は毫もないと思ふ。武帝紀元鼎四年の記事は他にこれと矛盾する史料がない限り先ず信じて差支へない。否々信ぜねばならぬ。禮樂志と武帝紀とを對照して、「寶鼎天馬之歌」を作つた時期が合致せぬからと言つて、武帝紀元鼎四年の記事全部、更に漢書をまでも疑ふと云ふことは餘りに懷疑的な態度である。

斯る態度で歴史書を讀むなれば、漢書を初めあらゆる史書が信ぜられぬ譯である。孟子は「盡信書則不如無書。」（盡心下）と言つた。これ眞に味ふべき千古の名言であり、歴史家は常に斯くあらねばならぬ。けれども亦一方反對に、盡く書を疑ふなればこれ又書なきに如かずであつて、如何なる歴史事實も皆信ぜられぬ譯である。歴史は一の科學であると共に一の信仰である。疑ふべき部分と疑ふべからざる部分とを嚴に區別せねばならぬ。疑ふ必要のないものまでも疑ふには及ばぬ。

私は武帝紀元鼎四年の記事に於て疑ふべき部分は差當り先ず「寶鼎天馬之歌」を作つただけに止むべきであつて、他の部分は信じて差支へないと思ふ。況んや武帝紀元鼎四年の條は他の史料と對照してもよく合致する。^{注②}即

ち武帝紀に「詔曰、其封嘉爲周子南君。」とあるが、これは史記建元以來侯者年表・漢書外戚恩澤侯表と一致するし、又武帝紀に「封方士欒大爲樂通侯。」とあるが、これ又史記建元以來侯者年表・漢書外戚恩澤侯表と合致する。武帝紀元鼎四年の條に、

冬十月行幸雍、十一月甲子、立后土祠于汾陰脽上、禮畢、行幸滎陽、還至洛陽、詔曰、其封嘉爲周子南君、春二月、封欒大爲樂通侯、六月得寶鼎后土祠旁。

とあるが、これと全く同事件が封禪書にはA・に直ぐ引續いて、

其明年冬、天子郊雍、始立后土祠汾陰脽丘、禮畢、天子遂至滎陽而還過洛陽、下詔曰、封周後爲周子南君、其春制詔、朕臨天下、二十有八年（即ち元鼎四年）其封（欒）大爲樂通侯、其夏六月中、汾陰巫錦爲民祠魏脽后土營旁、得鼎、鼎大異於衆鼎。

とあり、郊祀志も同様である。従つて元鼎四年の記事として武帝紀と書・志とが完全に一致する。

故に元鼎四年を據點として推算し、A・Bは元鼎三年であること一點疑問の餘地がない。即ち劉敞の説が正しいのである。

二

(イ) 雷氏説の概要

元鼎以前に二度改元が行はれてゐるが、何れも改元の前年或は改元の當年に、何か記念すべき天瑞が起つたから、それを記念して改元したもので、元光(三元)は前掲の表にも記されてゐる如く、武帝紀建元六年の條に「秋八月、有星孛于東方、長竟天。」とあり、元狩(三元)は元狩元年の條に「冬十月、獲白麟。」とあり、これ等の改元は何れも「因事改元、都在事件發生的當年或次年。」である。然らば元鼎と雖も全くこの例に洩れぬ。武帝紀には元鼎元年の條に「夏五月、得鼎汾水上。」とあり、又元鼎四年の條にも「六月、得寶鼎后土祠旁。」とあり、二回も鼎を得た記事があるが、書・志には一回より鼎を得たことが記されてをらぬ。(恐らく元鼎四年六月寶鼎を得た記事は元鼎元年五月鼎を得た記事が竄入したのであらう)。前述の元光・元狩の例に照して、元鼎(四元)の改元は、元鼎元年に得た鼎を記念したものであつて、元鼎四年に寶鼎を得た事はこれに對して何の關係もない。況んや武

帝紀元鼎四年の條は前述の如く甚だ疑はしい事柄に屬する。現に苟悦の漢紀は漢書を根據として編纂したのであるが、これには元鼎元年鼎を得たことは記されてゐるが、元鼎四年寶鼎を得たことに就いては何等の記載もない。故に元鼎は全く元鼎元年夏五月に鼎を得た事を記念して改元されたものである。

元朔は如何と云ふに、これは二元と認むべきで、後のこの二元が、元光・元朔と追稱されたのである。即ち二元は前後十二年間續いたので、後の元朔元年は當時にあつては、二元七年と稱されたのであつて、決して二元(元光)六年の翌年が三元(元朔)元年と云ふ様にその當時改元が實行されたのではない。朔は「開始」の意味で建元と同じである。

以上要するに二元(元光・元朔)三元(元狩)四元(元鼎)は何れも「因事改元、都在事件發生的當年或次年。」の原則に反するものではない。

(ロ) 雷氏説の批判

私は雷氏のこの議論に對しては全く賛成出来ない。

雷氏は「因事改元、都在事件發生的當年或次年。」を改元の原則であるかの如くに言つてゐるけれども、これは大きな誤である。成程元光・元狩の場合は雷氏の言ふ如く、事件發生の當年或は次年に改元されたことは事實であるけれども、他の如何なる場合に於ても、必ずこのことが行はれたとは限らない。今その例を挙げると元朔の如きはこれである。

元朔を雷氏の言ふ如く二元と見るか、或は又三元と見るか。何故元朔のことがA・Bに於て全く言及されてゐないのであらうか。

元朔の朔の意味は、應劭は「朔蘇也、蘇息也、言萬民品物大繁息也。」と言ひ、顏師古は「朔猶始也、言更爲初始也。」と言つてゐる。雷氏は顏氏説を奉じてゐる譯である。これに對して王先謙は「以置朔方郡故稱元朔、武帝初改之元、皆有事實、無空言也。」と言つてゐる。私は王先謙の説が正しいと思ふ。武帝紀に元朔二年朔方郡を置いたことが明記されてゐる。これは史記・漢書の匈奴傳・衛青傳等にも記されてゐるが、當時の漢と匈奴との關係を考へると、朔方郡を置いたことは、これを記念して年

號を追稱するに足るべき大事件である。

周壽昌は「第三爲元朔、史記不載而以元狩爲三元、恐誤脫也。」（漢書注校補卷三）と言つてゐる。私はこの説が正しいと思ふ。^{注③}果して然らば元朔は既に三元（元朔）元年に、改元だけが實行されてゐたのであつて、後A・Bによつて年號を制定する時、三元（元朔）二年に起つたことを記念して、三元を改めて元朔と云ふ年號が追稱されたものと言はねばならぬ。

元鼎の場合も全く同様である。

雷氏はもとく武帝紀元鼎四年の條を全部疑つてゐるのであるから、武帝紀元鼎四年の條に明記されてゐる「六月、得寶鼎后土祠旁。」を疑ふことも亦當然である。然しその誤であることは既に論駁して置いた通りである。

元鼎四年寶鼎を得たことは非常なる瑞祥であつて、疑ふことの出来ぬ事實である。このことは郊祀志にはBの明年の記事として、

制誥、朕臨天下、二十有八年。（即ち元鼎四年）云々。

其夏六月、汾陰巫錦爲民祠魏脰后土營旁、見地如鉤狀、掇視得鼎、鼎大異於衆鼎、文鏤無款識、公卿大夫

皆議尊寶鼎、有司皆言、周德衰、鼎遷于秦、秦德衰、宋之社亡、鼎適淪伏而不見、今鼎至甘泉、唯受命而帝者、心知其意而合德焉。

とあり、封禪書も同様である。

又漢書吾丘壽王傳に、

汾陰得寶鼎、武帝嘉之、薦見宗廟、臧於甘泉宮、羣臣皆上賀曰、陛下得周鼎、壽王獨曰、非周鼎、陛下恢廓祖業、功德愈盛、天瑞並至、天祚有德、而寶鼎自出、此天之所以與漢、迺漢鼎非周鼎也。

とあり、說苑(卷十一善說篇)又同様である。

以上によつて元鼎四年寶鼎を得たことは武帝の太平の世を表徴する瑞祥であつたことが解る。これを記念して年號が制定されるには誠にふさはしい事件である。

司馬光は雷氏とは全く反對で、却つて元鼎元年に鼎を得たことを疑つて、通鑑にはこの記事を削つてゐる。考異に「然則得鼎應在四年、蓋武紀、因今年改元而誤增此、得鼎一事耳、非兩曾得鼎於汾水上也。」(通鑑廿卷)と言ひ、王先謙(漢書補注卷六)も亦同様の考へである。^{注④}然

し私は元鼎元年に鼎を得たことも、元鼎四年に寶鼎を得たことも共に疑はない。即ち私は四元(元鼎)元年改元だ

けは既に行はれたのであるが、これは元年に鼎を得たこととは何等關係なく改元されたのであつて、四年寶鼎を得るに及んで始めて四元を改めて元鼎と云ふ年號が制定されたものと思ふ。史記封禪書に「有司言、寶鼎出爲元鼎。」とあるのはこれである。

次に雷氏は元鼎四年寶鼎を得たことを疑ふ一理由として、この事實が荀悅漢紀に登載されてをらぬことを指摘してゐる。漢書に明記されてゐる事實が、漢紀に記載されてゐないから、漢書の記事を疑ふと云ふことは全く不可解である。漢紀は漢書を根據として編纂されたものである。勿論荀悅は充分漢書の記事を批判したであらうけれども、通じて漢書と漢紀と何れを重く見るべきか贅言を要せぬ。元鼎四年寶鼎を得たことが漢紀に記載されてゐないことは寧ろ漢紀の疎漏を證するものであつて、雷氏の如く東漢末、即ち荀悅の時代の漢書にこの記事がなかつたとは思へない。漢紀は年號制定の時期を元狩元年としてゐる。雷氏はこの事實を何と見るのであらうか。

雷氏が敢て元鼎四年寶鼎を得たことを疑ふ理由は「因

事改元、都在事件發生的當年或次年。」と云ふ原則を立てたことに基因するのである。そして元朔・元鼎の年號制定についても、この原則に照して多少無理な解釋を施してゐる様である。私は以上の如く元朔・元鼎の改元と年號制定の事情とを考證した結果、この原則が誤つてゐることを痛感する。そして漢代に於て、改元することゝ年號制定とは必ずしも同時に起つてをらぬことを強調し度いのである。このことに關しては後に詳述する心算である。

三

(1) 雷氏説の概要

以上の考察によつて、

- (一)前掲の表によればA・Bは元鼎二年のことである。
(二)「因事改元、都在事件發生的當年或次年。」と云ふことが動かすことの出来ぬ原則である。

(一)に従ふとA・B即ち年號制定の時期は元鼎二年となる。すると(二)の原則によつて、A・B中には當然既に元鼎元年夏五月或は六月鼎を得たことを記念して改元した元鼎のことに言及してゐる筈である。然るにA・B

には元狩迄の年號より言及してゐない。(一)・(二)は明かに矛盾する。そこで(一)の元鼎二年説は疑はしくなる。この二つを如何に調和すべきか。

(一)を取るか、(二)を取るか。結局(二)は動かすことが出来ぬ。故に「所以有司的建議、一定在獲麟之後與獲鼎之前、必不能在獲鼎以後。」となるべきである。又A・Bは元鼎元年であつて、これを元狩六年以前とすることは出来ぬ。その證據は、史記三王世家に「詔曰、維六年四月乙巳」とあり、これは元狩六年四月乙巳を指すのであるが、この詔に元狩と云ふ年號が記載されてをらぬことによつて、この時に未だ年號が制定されてゐなかつたと明かである。故に「最後の答案」として、

- ①元狩六年仍無年號、②元鼎元年五月或六月獲鼎、③有司建議中有狩無鼎、

の三條件と(二)の原則と合せ考へるとA・B即ち年號制定の時期は「一定是在元鼎元年的冬十月至夏五月或六月。」となる。そこで(一)・(二)の矛盾を調和するためにはA・Bの「其後三年」を「其後二年」と改めると一切の矛盾が消滅する。三を二と改めることは決して「荒謬」でない。即ち年號制定の時期は元鼎元年十月(歲首)より五月

或は六月迄の間である。これが最後の結論である。

(口) 雷氏説の批判

以上の所説だけを讀むと、雷氏の頭腦が如何にも明晰であることが解り、最後の論斷が極めて鮮かに下されてゐると思ふ。然しながら、私は前述の如く雷氏とは種々な點で所見を異にしてゐるし、特に「因事改元、都在事件發生的當年或次年。」と云ふ原則には大反對であるから、雷氏がこれを論據として、如何に巧妙に史料を蒐集し解釋しても、その結論に對して到底首肯することは出来ない。私と雷氏との見解の相違は實にこの點にあるのである。

雷氏の如く三を二と改めることも荒謬ではないが、然し私はこゝで桑原博士の言「かく各自の所説に都合好き様に勝手、勝手に本文を變改しては切角の根本史料も到底研究に使用し難くなる譯である。」「史料を本文通りに使用する方が之を變改して使用するより正當の方法と信じて居る。」を思ひ出す。

又假令三を二と改めても、元狩元年を據點とする計算法を用ふるなれば、「其明年」、「居歲餘」、「其後二年」等

の「一類的糊塗句子」を根據として書・志の記事の年代を計算するのであるから、その結果は尙不確實である。

元鼎三年説は最も簡單で最も無難である。それは根本史料を一字一句も變改することなく、總ての史料をそのまま生かして使用するからである。巧妙ではないが確實である。Aに於て「三元」とあり、これがBに於ては「今」となつてゐて、三元も今も共に誤ではあるけれども、元鼎三年説は、元鼎四年を據點として推算するのであるから、この誤すら敢て改める必要がない。武帝紀元鼎四年の記事を正しいと信ずる限り、A・Bは元鼎三年であること一點疑問の餘地がない。而して元鼎は元鼎四年に追稱されたのであるから、A・Bに於て元鼎のことに言及してゐないのは當然のことである。

以上で雷氏説の紹介と批判とを終つた。雷氏の考と私の考とが最も對立する點は年號制定と改元とに就いてである。次に武帝の年號制定の事情について一考察を加へよう。

四

漢武帝一代の年號を通覽すると、元鼎以前は勿論元鼎以後に於ても、改元と年號制定とは必ずしも同時に行はれてゐない。これは確かに一特色であると思ふ。

元鼎以前に就いては前述の如くであるが、元鼎以後に於て、例へば「太始」の如きは太始二年に「詔曰、有司議曰、往者朕郊見上帝、獲白麟以饋宗廟、渥洼水出天馬、泰山見黃金、宜改故名、以協瑞焉。」とあるが、この詔によつて「太始」の年號が制定されたのであつて、年號制定と改元とが同時に行はれたものではない。

又「後元」について考察すると、これを果して年號と認めるべきか否か。これに關して漢書補注(卷六)に諸家の説が集められてゐるが議論百出の状態である。

こゝに注意せねばならぬことは、武帝一代の年號を見ると、建元・元光・元朔・元狩・元鼎・元封は六年毎に、天漢・太始・征和は四年毎に極めて規則的に改元されてゐることである。年號は天瑞を記念して制定されたもの

とすれば、六年毎又は四年毎に改元の場合、その元年に必ず天瑞が起るとは限らない。即ち規則的な改元が行はれる場合には必ずしも改元と年號制定とが同時に行はれるとは限らない。定期的に改元だけしておいて、後の六年間或は四年間に、何等か記念するに足るべき瑞祥の起るのを靜かに待つと言ふことも當然あり得ることであり、改元のみ行つて年號がなくても當時の人々には實際上餘り不便を感じしめなかつたであらう。

「後元」の場合は正にこれである。即ち「後元」は二年で終つてゐるが、これは征和四年の翌年改元だけが行はれたけれども、未だ年號が制定されず、靜かに記念するに足るべき瑞祥の起るのを待つてゐる間に、後元二年遂に武帝の崩御によつて、年號制定のことなくして終つたのである。故にこの後元は年號ではない。又「後元」と云ふのも誤で、實際は唯「後」のみである。劉敞はこれに注して「按昭帝紀云、辭訟在後二年前、皆勿聽、則當但稱後元年也。」と言つてゐる。これが正しいのである。趙翼は「征和四年後、但改爲後元年、而無復年號。」(二十二史劄記卷二)と言つてゐる。これも亦正しいのである。

以上の考察によつて、武帝一代の間極めて規則的に改

元が行はれ、その結果改元と年號制定とが必ずしも同時に行はれたものでないことが明かとなつた。すると次に何故に六年毎或は四年毎に斯く定期的に改元が行はれたかの問題が起る。

雷氏はこれに對して、元鼎迄の改元は「皆因事改元、都在事件發生的當年或次年。」の原則によつて改元されたが、この結果偶然にも、一元(建元)六年、二元(元光・元朔)十二年、三元(元狩)六年となつたので、二元の十二年を二分して各々六年とし、以後この例に倣つて六年毎に改元する様になつたと考へてゐる。然し私は斯く六年毎或は四年毎に極めて規則的に改元することの事實に、もつと大きな歴史的意義を求め度いのである。これは何を意味するのであらうか。四年毎に改元の意味は未だ私には解らないが、六年毎に改元することは或は五行思想^{注⑥}と何等か關聯させて考へられぬものであらうか。

秦始皇帝は天下を統一すると五行相剋説によつて、秦は水徳を以つて天下に王となつたとした。史記始皇本紀にこのことを記して、「方今水徳之始、數以六爲紀符、法冠皆六寸、而輿六尺、六尺爲步、乘六馬。」とある如く

である。即ち水徳によつて數は「六」を用ふることが秦の制度の特色である。然るに漢が起つて文帝の時賈誼が出て、漢は土徳を以て天下に王となつたことを主張し、張蒼は秦を閏位とし、漢は直接周を繼ぎ水徳を以て天下に王となつたことを主張した。漢書武帝紀・律歷志・郊祀志等によると、太初元年に至つて初めて漢は土徳を以て天下に王となつたことに決定したのであるが、それ以前には水徳か、土徳かの問題が一定してをらなかつたことが史記曆書・封禪書・孝文本紀等によつて解る。

漢の制度を見ると秦の制度をそのまゝ襲用した點が多い。この事は種々な原因からであらうけれども、或は漢は水徳を以て天下に王となつたと云ふ説の方が勢力があつたことを暗示するものではないかと思ふ。太初元年に太初曆が制定されてより以後、漢は土徳を以て天下に王となつたことに定まり、數は五が尊ばれた。然るに太初以後四年毎に改元が行はれてゐることは何故か、實に不可解であるけれども、これは暫く措いて、太初以前六年毎に規則的に改元されたと云ふ事實だけは、漢は水徳を以て天下に王となつたと云ふ説が行はれたことを暗示するものと思へぬ。これは私の一試案であるけれども

こゝに附記して先覺の御指導を仰ぎ度いのである。又次の昭帝の時には六年、宣帝の時には四年、元帝の時には五年、成帝の時には四年毎に規則的に改元されてゐることをこゝに併せて附記する次第である。

注①天馬之歌は漢書禮樂志には「元狩三年、馬生渥洼水中作。」とあるが、武帝紀には「元狩二年、馬生余吾水中。」とあるから、禮樂志に渥洼水とあるのは余吾水の誤と見ることも出来る。(史記志疑卷三十五・太史公書知意四)

又寶鼎之歌は禮樂志に「元鼎五年、得鼎汾陰作。」とあるが、これも解釋の仕方によれば、武帝紀元鼎四年の條と必ずしも合致せぬものでもない。又史記樂書にもこのことに關して記載してあるが疑しい。

注②漢書武帝紀元鼎四年の條に「春二月中山王勝薨。」とあるが、漢書諸侯王表には「六月乙巳、立四十二年薨。」とあり、史記五宗世家も同様であつてよく合致する。然るに漢書中山靖王勝傳(景十三王傳)には「四十二年薨。」とあつてこれと一致せぬ。

又武帝紀元鼎四年の條に「立常山憲王子商爲泗水王。」とあるが、これは史記五宗世家・漢興以來將相名臣年表と一致する。然るに漢書諸侯王表には「元鼎二年、商以憲王少子立。」とあつてこれと一致せぬ。

注③錢大昕は、

按元光之後、尙有元朔、則元狩乃四元、非三元、言建元・元光而不言元朔者、建以斗建爲名、光以長星爲名、

皆取天象、若元朔紀年、應劭解朔爲蘇、取物品繁息之義、不主天瑞、故不及之耳。(二十二史攷異三)

と言ひ、梁玉繩(史記志疑卷十六)も同じである。即ち周壽昌と同様「元朔」は二元ではなく、三元であることを認めてゐる。然し「朔」を蘇の意味に解してゐる點が王先謙と異なる。Aで「三元」が元狩となつてゐるが、この三は三(即ち四)の誤であらう。そしてA・Bに於て「元朔」のことが言及されてゐないのは「元朔」は天瑞を記念したものでないからであらう。

注④史記志疑(卷十六)に「附案、漢書武紀・水經注言、元鼎元年先得鼎汾陰、此元鼎四年爲重得之、然封禪書・郊祀志皆不載元年得鼎事、必是誤出、通鑑攷異辨之矣。」漢書注校補(卷三)には「案、(元鼎元年)、得鼎汾水上五字、班氏因改元元鼎、誤書之、實衍文也、得鼎本在(元鼎四年)」と言つてゐる。

私は元鼎元年と元鼎四年と二回鼎を得たことを共に疑はない。私は史料をなるべくそのまゝ信じ、それを適當に解釋して行く立場を取る。元年に得たのは鼎であつて四年に得たのは寶鼎である。而して元鼎の年號は寶鼎を記念して制定されたので、史記封禪書に「有司言、寶鼎出爲元鼎。」とあるのはこれである。

注⑤狩野直喜博士「五行の排列と五帝德に就いて」(東方學報京都第五冊)

追記

Chavannes(M. H. S. T.)説を次に紹介する(八十九頁を見よ)